

令和7年第4回定例会提出議案の説明資料（第2集）

議案番号	件名	担当部課	頁
21	柏市職員分限条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	1
22	柏市特別職職員給与条例及び柏市議會議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課給与厚生室	2
23	柏市一般職職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 人事課給与厚生室	3
24	令和7年度柏市一般会計補正予算について（第5号）	財政部 財政課	6
25	令和7年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	6
26	令和7年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	6

議案第21号 柏市職員分限条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号は、職員の意に反する休職及び降給の事由等を定めるため、柏市職員分限条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 条例で定める休職の事由（第2条関係）

任命権者は、職員が水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合には、その意に反してこれを休職することができること。

2 条例で定める降給の事由（第4条及び第5条関係）

(1) 任命権者は、職員が人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき等に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとすること。

(2) 任命権者は、職員が人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号すること。

3 休職の期間の特例（第7条第2項関係）

心身の故障により休職して当該休職から復職した職員が当該復職後に再び心身の故障により休職する場合（当該復職前の休職の事由に係る負傷又は疾病と同一の負傷又は疾病（以下「同一傷病」という。）をその休職の事由とする場合に限る。）においては、当該職員が同一傷病の療養をするための病気休暇を取得することなく当該復職の日から1年を経過したとき等を除き、休職の期間には、当該復職前に休職した期間を通算するものとすること。

4 施行期日等

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

(2) 柏市職員降給条例は、廃止すること（改正条例附則第2項関係）。

議案第22号 柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号は、特別職の職員及び議員の期末手当の支給割合を改定するため、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 特別職の職員及び議員の期末手当の支給割合を次のように改めること（改正条例第1条から第4条まで関係）。
 - (1) 令和7年12月に支給する期末手当に係る支給割合 2.35月分
 - (2) 令和8年度以後に支給する期末手当に係る支給割合 2.325月分
- 2 施行期日等
 - (1) 1(1)は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用すること。
 - (2) 1(2)は、令和8年4月1日から施行すること。

議案第23号 柏市一般職職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第23号は、国家公務員等の給与改定に準じた一般職の職員の給料月額及び通勤手当、義務教育等教員特別手当等の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定、人事給与制度の見直しに伴う一般職の職員の給料月額、昇給の制度及び等級別基準職務表の改定等を行うため、柏市一般職職員給与条例等の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第1条関係）

- (1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員に対して支給する初任給調整手当の額の上限を引き上げること（第11条の4第1項第1号関係）。
- (2) 通勤のため自転車等を使用することを常例とする職員（自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上であるものに限る。）に対する通勤手当の額を当該使用距離の区分に応じて引き上げること（第12条第2項第2号関係）。
- (3) 令和7年12月に支給する期末手当に係る支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）に改めること（第21条第2項及び第3項関係）。
- (4) 令和7年12月に支給する勤勉手当に係る支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）に改めること（第22条第2項第1号及び第2号関係）。
- (5) 職員の給料表を改定すること（別表第1から別表第3の2まで関係）。

2 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第2条関係）

- (1) 義務教育等教員特別手当の額は、学級を担任する業務等の困難性その他の事情を考慮して規則で定めるものとすること（第24条第2項関係）。
- (2) 教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額の加算額を引き上げるとともに、その職務の級が5級である職員の給料月額の加算額を新たに設けること（別表第3関係）。

3 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第3条関係）

- (1) 行政職給料表（一）及び医療職給料表の適用を受ける職員に係る等級別基準職務表を改定すること（第5条第3項並びに別表第5及び別表第7関

係）。

(2) 次に掲げる職員の昇給は、それぞれに掲げるところにより行うものとすること（第6条第6項及び第7項関係）。

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの 勤務成績が良好である場合に行うものとし、その昇給の号給数は3号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定すること。

イ 55歳以上の職員（55歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く。）等及び行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの等 勤務成績が特に良好である場合に行うものとし、その昇給の号給数は勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定すること。

(3) 令和8年度以後に支給する期末手当に係る支給割合を1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125月分）に改めること（第21条第2項及び第3項関係）。

(4) 令和8年度以後に支給する勤勉手当に係る支給割合を1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月分）に改めること（第22条第2項第1号及び第2号関係）。

(5) 行政職給料表（一），教育職給料表及び医療職給料表を改定すること（別表第1，別表第3及び別表第4関係）。

4 柏市会計年度任用職員給与等条例の一部改正（改正条例第10条関係）

(1) パートタイム会計年度任用職員のうち勤勉手当の支給の対象とならないもの（以下「対象外職員」という。）に対して支給する報酬（令和7年4月から11月までの勤務に係るものに限る。）及び期末手当（同年6月に支給するものに限る。）並びに費用弁償（同年4月から11月までの通勤に係るものに限る。）に関する特例を定めること（附則第16項及び第17項関係）。

(2) 対象外職員に対して支給する期末手当（令和7年12月に支給するものに限る。）に関する特例を定めること（附則第18項関係）。

5 施行期日等

(1) 1及び4は公布の日から施行し、1（1），（2）及び（5）並びに4（1）は令和7年4月1日から、1（3）及び（4）並びに4（2）は同年12月1日から適用すること。

(2) 2は令和8年1月1日から、3及び（3）は同年4月1日から施行する

こと。

- (3) 令和 8 年 4 月 1 日の前日から引き続き行政職給料表（一）, 教育職給料表又は医療職給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額及び管理職手当の額の合計額が同日において受けている給料月額及び管理職手当の額の合計額に達しないこととなるもの（60歳に達した日後の最初の4月1日以後にある職員等を除く。）には、令和 11 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること（改正条例附則第 6 項関係）。

議案第24号 令和7年度柏市一般会計補正予算について（第5号）

議案第24号は、令和7年度柏市一般会計予算の総額を約2億7,567万円増額し、約1,871億1,391万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和7年度12月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第25号 令和7年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について（第1号）

議案第25号は、令和7年度柏市国民健康保険事業特別会計予算の総額を2,120万円増額し、367億8,120万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和7年度12月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第26号 令和7年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第2号）

議案第26号は、令和7年度柏市介護保険事業特別会計予算の総額を1,850万円増額し、約336億1,443万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和7年度12月補正予算（案）の概要のとおりです。